

守山市
子ども読書活動推進計画
第4次計画

令和7年4月
守山市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨	
計画策定の意義・必要性	1
計画策定の背景	1
計画期間	2
第2章 第3次計画の成果と課題	
基本方針からみる成果	3
課題	3
第3章 計画の概要	5
第4章 基本方針達成に向けた方策	
基本方針① 子どものための読書環境づくり	
1 本好きの子どもを増やすために	7
2 市全体の読書環境の充実	12
3 読書活動の啓発・広報（デジタル媒体を含む）	14
基本方針② 本に親しみやすい場づくり	
1 家庭・地域	15
2 保育園・こども園・幼稚園等	16
3 小中学校	16
4 市立図書館（本館・北部図書館）	18
基本方針③ 子どもと本をつなぐ人づくり	
1 家庭・地域	19
2 保育園・こども園・幼稚園等	20
3 小中学校	20
4 市立図書館（本館・北部図書館）	21
第5章 指標の設定	22
第6章 資料編	
用語集	25
守山市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	29
守山市子ども読書活動推進計画 策定の経過	30

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の意義・必要性

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画するために必要な知識や教養を身につけられるとともに、多様な文化に触れることができ、視野を広げる重要なきっかけとなります。

このように読書は人間形成に大変意味のあるものですが、近年、スマートフォンなどの情報通信機器の普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のコミュニケーションツールの多様化により、子どもの活字離れ、読書離れが懸念されています。子どもがより本に親しみ、自主的に読書活動を行うための環境をどのように整備していくのか、その自治体の実情に沿った施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画が必要です。

本市におきましては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成22年より「守山市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、校園、市立図書館（本館・北部図書館）などが連携して、子どもの読書活動を推進してきました。そうしたなか、読書に親しむための色々な環境が整ってきてはいるが、全く本を読まない子どもがまだまだいるという現状です。

第4次計画にあたる本計画は、より子どもたちが本を手に取りやすく、読書に親しむことができるよう、これまでの取り組みから明らかにした成果と課題に基づき、内容をより拡充・発展させて策定します。

また、本計画の策定によって、読書好きの子どもが増え、本が好きと言える市民であふれ、広く深く読書に関わり、心豊かな生活や人生を送ることができる読書日本一のまちづくり^{*1}に繋がっていくことをめざしています。

計画策定の背景

国では、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画第5次計画」（令和5年度から令和9年度）を策定し、不読率^{*2}の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備等の推進を掲げ、社会全体で子どもの読書活動を推進していく必要性について示しています。

県においては、「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画～滋賀ならではの『こどもと

しょかん』を目指して～」（令和6年度から令和10年度）を策定し、学校図書館の機能強化を重点事業としています。

本市においては、令和2年に「守山市子ども読書活動推進計画第3次計画」を策定し、市内の小中学校に学校司書を配置するなど、子どもの読書環境の整備と推進のための施策を継続してきました。今回、その計画が終了することに伴い、第3次計画の検証を踏まえ、今後5年間にわたる第4次計画を策定します。

なお本計画は、上記の国、県の計画を踏まえるとともに、「第5次守山市総合計画」「第3期守山市教育行政大綱」を上位計画とし「第5次守山市社会教育・生涯学習まちづくり基本計画」などの個別計画とも整合性を図り策定します。

計画期間

令和7年4月から令和12年3月までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。



守山市立図書館・本の森・絵本コーナー

第2章 第3次計画の成果と課題

基本方針からみる成果

基本方針① 本に親しみやすい場づくり

市内全ての小中学校に学校司書を配置したことから、学校司書による魅力ある学校図書館づくり（読書案内や特集展示等）を進めました。

基本方針② 子どもと本をつなぐ人づくり

保育士や保育教諭、教職員、保護者等による読み聞かせ^{※3}、図書館からの出前おはなし会^{※4}等を定期的に開催することにより、子どもが読書の楽しみに触れる機会を増やすことに努めました。

基本方針③ 支援の輪・ネットワークづくり

図書館からの出前おはなし会、保育士や保育教諭、教職員を対象とした講座や研修の開催などを通して読み聞かせなどのスキルアップを図るなど、市立図書館（本館・北部図書館）と学校・保育園・こども園・幼稚園等、地域の連携を進めました。

基本方針④ 読書活動の啓発・広報の充実

図書館が主催する読み聞かせや講座の案内など、子どもの読書活動に関する情報をチラシや市広報などで周知するとともに、ホームページやインスタグラム、小中学校においてはクロームブック^{※5}を活用するなどして情報発信に努めました。

朝読書^{※6}の取組は定着しており中学校では全ての校が実施しています。

課題

第3次計画策定時に掲げた指標については、目標値に達している項目もありますが、「児童生徒が1ヶ月に読んだ書籍の平均冊数」や「学校の授業以外での平日に10分以上読書している児童生徒の割合」は目標値に達していません。（家庭・小中学校）

学校司書と連携し、より魅力的な学校図書館づくり、市立図書館が積極的に関わることで読み聞かせやブックトーク^{※7}の充実を図るなど、より子どもたちが身近な場所で読書に親しむ環境をつくることが必要です。（小中学校）

市立図書館本館、北部図書館が連携し、市全体の読書環境の充実を促進する必要があります。（図書館）

図書館から保育園・こども園・幼稚園等・小中学校へのさらなる働きかけの他、新たなボランティアの養成が必要です。（保育園・こども園・幼稚園等・小中学校）

第3次計画 指標の目標値と現状値

指標名		第3次策定時 (令和2年3月策定)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標 (令和6年度)
市立図書館・ボランティアと連携を図り、出前おはなし会やブックトークなどを実施している学校・園の数	保育園・認定こども園・幼稚園	14園／20園	6園／21園	13園／21園	13園／22園	14園／22園	21園／21園
	小学校	9校／9校	6校／9校	7校／9校	8校／9校	9校／9校	9校／9校
	中学校	1校／4校	3校／4校	2校／4校	2校／4校	3校／4校	4校／4校
学校司書が関わる学校の数	小学校	0校／9校	9校／9校	9校／9校	9校／9校	9校／9校	9校／9校
	中学校	4校／4校	4校／4校	4校／4校	4校／4校	4校／4校	4校／4校
児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数	小学校4～6年	8.5冊	9.9冊	11.5冊	9.4冊	10.5冊	10.0冊
	中学校1～3年	3.9冊	3.6冊	4.6冊	4.3冊	3.2冊	5.0冊
学校の授業以外で平日(月曜日～金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合	小学校 (6年生)	63.6%	63.2%	65.4%	58.7%	59.5%	70.0%
	中学校 (3年生)	49.5%	44.5%	59.4%	47.9%	51%	55.0%
市立図書館における	0歳～12歳の市民1人あたりの児童図書の年間貸出冊数	34.9冊	28.8冊	37.7冊	36.3冊	37.0冊	35.0冊
	13歳～18歳の市民1人あたりの図書の年間貸出冊数	6.3冊	6.1冊	6.6冊	6.8冊	6.3冊	6.5冊

※網掛けの指標が目標値に達している項目です。

第3章 計画の概要

本市では、第1次計画から「いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本」を基本理念に掲げ、子どもたちに本や読書の楽しさを伝え、好奇心が芽生えた時にいつでもどこでも本が読める環境の整備を進めてまいりました。第4次計画においても、引き続きこの基本理念を実現できるよう、以下の3つの基本方針、2つの重点ポイントに沿った取り組みをすすめます。

1 基本理念

いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本

本を手に取りやすい読書環境の充実を図り、本と出会う機会を増やし、人ととの繋がりを深めていくことで、多くの子どもたちが本を好きになり、読書に親しみ、豊かな人生を送ることを基本理念とします。またそれが、本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができる読書日本一のまちづくりに繋がっていくことをめざします。

2 基本方針

① 子どものための読書環境づくり（本が好きな子どもの育成）

不読率の低減に向けた取り組みを進めることで、より多くの子どもたちが本を好きになるよう取り組みます。市立図書館（本館・北部図書館）、家庭・地域、校園、地域ボランティアでネットワークを形成し、市全体の読書環境の充実を図ります。また、子どもの読書活動を推進するため、その意義や重要性について市民の理解と関心が深まるよう、啓発、広報活動の充実を図ります。

② 本に親しみやすい場づくり（場所・蔵書・イベントの充実）

子どもと本に関わる施設や資料などを充実させ、子どもにとって親しみやすく、いつでも利用でき、何度も利用したいと思えるような本との出会いやきっかけづくりに取り組む場をつくります。

③子どもと本をつなぐ人づくり（啓発・研修・養成の促進）

子どもが読書に親しむ機会が増えるよう、本のすばらしさや読書の楽しさを伝える人材を育成します。

第4次計画における重点ポイント

- 1 大人が読書を楽しむ姿を見せること
- 2 図書館（市立図書館・学校図書館）の活用方法や楽しみ方を知ってもらうための発信



おはなし会【@北部図書館】



おはなし会【@守山市立図書館・本の森】

第4章 基本方針達成に向けた方策

基本方針① 子どものための読書環境づくり (本が好きな子どもの育成)

1 本好きの子どもを増やすために

1か月に1冊も本を読まない子どもの数（不読率）の低減に向けては普段生活している学校での働きかけが重要といえます。学校へは、本がきらいな子どもも、本が好きな子どもも通います。そのような環境下で、子どもにとって身近な教職員がおすすめの本の紹介をすることや学級文庫、学校図書館の利用を奨励し、利用を促すことが最も重要です。また、家庭、地域、市立図書館のバックアップや協力も不可欠です。まわりの大人が協力して読書環境を整えていくことが必要です。

(1) 本に興味がない子どもへの働きかけ

ア 学校図書館の活用

学校図書館でオリエンテーションを開催し、子どもたちの最も身近にある学校図書館の使い方を知ってもらい、本に興味がない子どもも、読書への第一歩が踏み出せるようにします。

学校司書が学校図書館に来る子との対話を通して、その子に一人一人にあった本を提供できるようにします。

また、図書館見学や職場体験といった活動の中で貸出カードの作成や図書の貸出を行い、本や読書への興味を誘います。

（小中学校、市立図書館）

イ 学校図書館の運営

学校図書館担当教職員や、校長、教頭等の管理職が定期的に学校司書と学校図書館の利用状況や子どもたちの様子を情報共有し、子どもたちが利用したいときに利用できる環境の整備等、より学校図書館が利用されるためには、どのような取り組みをしていけばいいのかを継続的に考えていきます。また校長会や図書館部会を通して、学校図書館の活性化や読書活動が推進されるように進めます。

（小中学校、学校教育課、市立図書館）

ウ おはなし会や読み聞かせによる本の楽しさの紹介

図書館、校園、地域子ども文庫、公民館親子ほっとステーション^{*8}等で読み聞

かせの機会を増やし、子どもや保護者に本の楽しさやおもしろさを伝え、幼少期から本に親しみ、読書に興味が持てるようにします。

夏祭りや、自治会の子育てサロン等へもおはなし会へ出向き、図書館や本に興味のない親子も本に親しむ機会を持てるようにします。

おはなし会では、季節に合わせた本や、話題になった本、子どもたちの興味に合わせた本を選択し、読書に親しみのない親子にも足を運んでもらう工夫をします。

(保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、社会教育・文化振興課、
市立図書館)

工 興味に沿った本の紹介

どんな本があるのかわからない、何を読んだらいいのかわからないという子どもに向けておすすめ本を紹介します。スポーツ、ファッション、自然、音楽、映画やドラマの原作等、子どもたちが興味を持っているものに関連した本の展示や紹介を行うことで、本に興味がない子どもも、読んでみたいと思えるように取り組みます。

また、学校と連携し、クロームブックを活用し、いつでもどこでもおすすめ本を見ることができる環境を整えます。絵の多い本やアニメ化された原作本、雑誌等、親しみやすく読書に入りやすい本について情報発信します。小学生に実施したアンケート^{*9}の、「市立としょかんからおすすめ本のしょうかい「ほたるぶくろ」「夏休みおすすめ BOOKS」(クロームブック内)をみますか」という問い合わせに対し、見ない 22%、おすすめ本のしょうかいを知らなかった 49%でした。このことから、より学校へ、クロームブックにおすすめ本を掲載していることや、利用方法等の周知に取り組みます。学年に合わせた本の紹介や、校長や教師など身近な大人のおすすめ本の紹介を載せて興味を持ってもらえるようにします。担任教諭等の協力を得ながら、子どもと一緒におすすめ本を見てもらえるよう努めます。

また、市立図書館では大人向けにもおすすめ本の紹介を行い、大人が読書を楽しむ姿を子どもたちに見てもらえるようにします。

加えて、リスト等による紹介だけではなく、親や保育士、保育教諭、教職員、司書、あるいは子どもたち同士が、あらすじや面白かったこと等を直接言葉で伝え、読んでみたくなる気持ちが沸き立つようにします。

(保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、市立図書館)

オ 本の楽しみ方を紹介

本は生活に溶け込んで、多様に取り入れられるものであること、本を利用することで暮らしが豊かになるという事例を発信していきます。まずは大人が生活に

本を取り入れ楽しむことで、家庭の中で、子どもたちが自然に本を手にとれるよう働きかけます。

(例) 旅行・地図を見たり、本を読んだりして歴史や文化の理解を深める。

展覧会等・その芸術家の自伝、作品集等を見て楽しむ。

折り紙、工作、料理等・本を見て作る。

散歩・鳥の鳴き声、草花の名前、星座等を本で調べる。

また、落語や詩、回文、早口言葉などを、学校図書館での関連本の展示やクロームブックで紹介し、短い言葉から文章に慣れ親しんでもらえるようにします。

親子で一緒に朗読することを通して、言葉の面白さや楽しさを体感し、そこから読書に繋がっていくよう取組みます。

(小中学校・市立図書館)

(2) 様々な特性、環境、背景を持つ子どもへの読書機会の確保

一人ひとりの特性に応じて提供できる本等の収集や、図書館サービスの周知に努めます。

ア バリアフリー図書^{*10}の収集・提供

「サピエ図書館」^{*11}等のデータベース利用、点字図書^{*12}、ディジタル図書^{*13}、録音CD^{*14}、大活字本^{*15}、さわる絵本^{*16}、LLブック^{*17}等の収集・提供に努めます。

(小中学校、市立図書館)

イ 外国語で書かれた本等の収集・提供

日本語を母語としない子ども、またその親が読書に親しむことができるよう、外国語で書かれた本等の収集・提供に努めるとともに、外国語による利用案内や本の紹介等の充実を図ります。

(小中学校、市立図書館)

ウ 郵送貸出^{*18}の周知

図書館の来館が難しい子どもに向けて図書館の本や録音CD、ディジタル図書を郵送で貸出するサービスの周知に努め、利用の促進を図ります。

(市立図書館)

エ 医療機関との連携

市内の公立病院に入院・通院している子どもは誰でも市立図書館の本を借りられるこの周知に努めます。

(市立図書館)

(3) 子どもの居場所となる図書館づくり

ア 学校図書館

小学生に実施したアンケート「学校としょかんのすきなところはどこですか」という問い合わせに対し、おちついでゆっくりすごせるから51%、ひとりになれる12%と居場所としての機能を持っています。今後は、さらに子どもの居場所になれるように取り組んでいきます。

(ア) 環境づくり

学校図書館を立ち寄りやすく心地よい場所として、子どもの居場所となるようにします。いつでも利用したいときに利用できる、明るく、読みたい本が揃っていて探しやすい、そして楽しい飾り付けや本を取りたくなるような展示がある。このような環境づくりがされるよう、学校と学校司書が連携するとともに、地域ボランティアの協力を得ながら進めていきます。

(イ) 児童・生徒会や図書委員会活動等の活性化

児童・生徒会や図書委員会活動等、子どもたちの自主的な読書活動が活性化するよう、学校図書館担当教職員が窓口になり、学校司書に繋げていきます。学校司書、教職員、児童・生徒会活動が連携し、加えて地域ボランティアの協力を得ながら、学校図書館が子どもたちにとって、心地よく過ごすことのできる居場所となるようにしていきます。

イ 市立図書館

子どもがいつ来ても、一人で来ても、自由にゆったりと過ごすことができる場所となるように、子どもへの接し方の研修、館内の展示や飾りつけ等の雰囲気づくりに努めます。そのような中、図書館で時間を過ごした子どもが、棚にある1冊の本に手を伸ばし、自分の気持ちに寄り添った本や人生を変えるような本に出会うことができる、心の拠り所のような図書館となることをめざします。

(4) 子どもが利用しやすい電子書籍^{*19}について

子どもの読書における紙の本、電子書籍の特性を考察し、それぞれの良さを活かした使い分けを考えていく必要があります。市民アンケートの結果から91%の方が紙の書籍は今後も存続していくと回答されました。他自治体の事例等も参考にしながら、電子書籍の需要がどう変化していくのか、子どもたちがどのような形で電子書籍を利用するのかいいのか、今後も注意深く検討していく必要があります。

ア 紙の本の特性

(ア) 紙の手触り、におい、繊細な色使い、ページをめくる感触等が子どもの感

覚を刺激する。

(イ) 親子で一緒に楽しめる

絵本は、発達段階に応じ、子どもが持ちやすい大きさ、また、親子で一緒に楽しむのに適した大きさに作られている。ページを開くという特性により、指で指し示して問い合わせをしたり、ページを行ったりきたりしながら読むことが可能。

一冊一冊の絵本に触れながら、親子のふれあいやコミュニケーションを図ることができる。

(ウ) 子どもの目につきやすい

紙の本は、子どもの目につくところに置いておくことができるため、自然と本に対する興味を喚起することが可能。大人が読んで面白かった本を見せながらより具体的に紹介することができる。

(ア) 電子書籍のバックライトによる目の疲れと比較し、目に優しく、読みやすい。

(オ) 電源や機器がなくても読むことができる。電子書籍の場合、インターネット環境等が家庭によって違い、利用できる利用できないに差が生じる場合がある。

イ 電子書籍の特性

(ア) 非来館型読書機能

機器があれば、いつでもどこでも読書ができる。また図書館に来るのが困難な子どもや、コロナ禍のような感染症流行時等においても家に居ながら読書を楽しむことができる。

(イ) 読書バリアフリー機能

文字の拡大や、白黒反転、フォントの変換、テキストの読み上げ等、本が読みやすくなる機能がある。

(ウ) 資料の内容、利用形態等

最新の統計や報告書等を求める場合は、検索等の機能により効率的に求められる数値を見ることができる。

授業等で同じ資料を全生徒が同時に利用することができる。

図鑑やスポーツ、語学等では音声や動画のほうが分かりやすいものがある。

その他、地域の歴史的資料をデジタル化により経年劣化、汚損等を防ぎ保存することで後世の子どもたちに守山の歴史を伝えることができる。

(保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、学校教育課、市立図書館)

(5) 中学生・高校生へのサービスの充実

中高生サポーター^{※20}によるポップの作成やクイズラリー、本の闇鍋（福袋）といった活動を通して、同年代の利用促進に努めます。中高生サポーターのアイデアを活かした様々な取り組みを実施し同年代の身近な感性で本を紹介することで、本と出会うきっかけを作っていきます。

また、学校図書館、学校とも連携を図り、授業で使う本の団体貸出^{※21}や出前ブックトーク等を実施し、中高生が本に親しむ機会を作ります。

（中学校、市立図書館）

(6) 守山の歴史やゆかりの人物への興味喚起

文化財保護課や地元の歴史を学ぶ活動をしている方々と連携し、公民館等でおはなし会や講座等を開催し、地元の歴史や人物、昔話に触れる機会を設けます。

なお市立図書館では、守山の歴史や郷土の人物についての本やリーフレット等を収集・紹介し、子どもたちに守山に対する興味や愛着を持ってもらえるようにします。文化財保護課と連携した展示や講座等のほか、外部講師による講演会等により興味を喚起し、関連した内容の読書に繋がっていくよう取組みます。

（保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、市立図書館、

社会教育・文化振興課、文化財保護課）

2 市全体の読書環境の充実

市立図書館、家庭、地域、校園、地域ボランティアが連携することで、子どもたちの本が身近にある読書環境を整えます。子どもたちがいつでもどこでも本を手に取りやすく、何度も本を取りたいと思えるような、読書に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

(1) 市立図書館本館と北部図書館連携

市立図書館本館、北部図書館のどちらの図書館でも本の貸出、返却、予約本の受け取りができること、両館の休館日が異なること等の周知に努め、より便利に身近に図書館を利用してもらえるようにします。

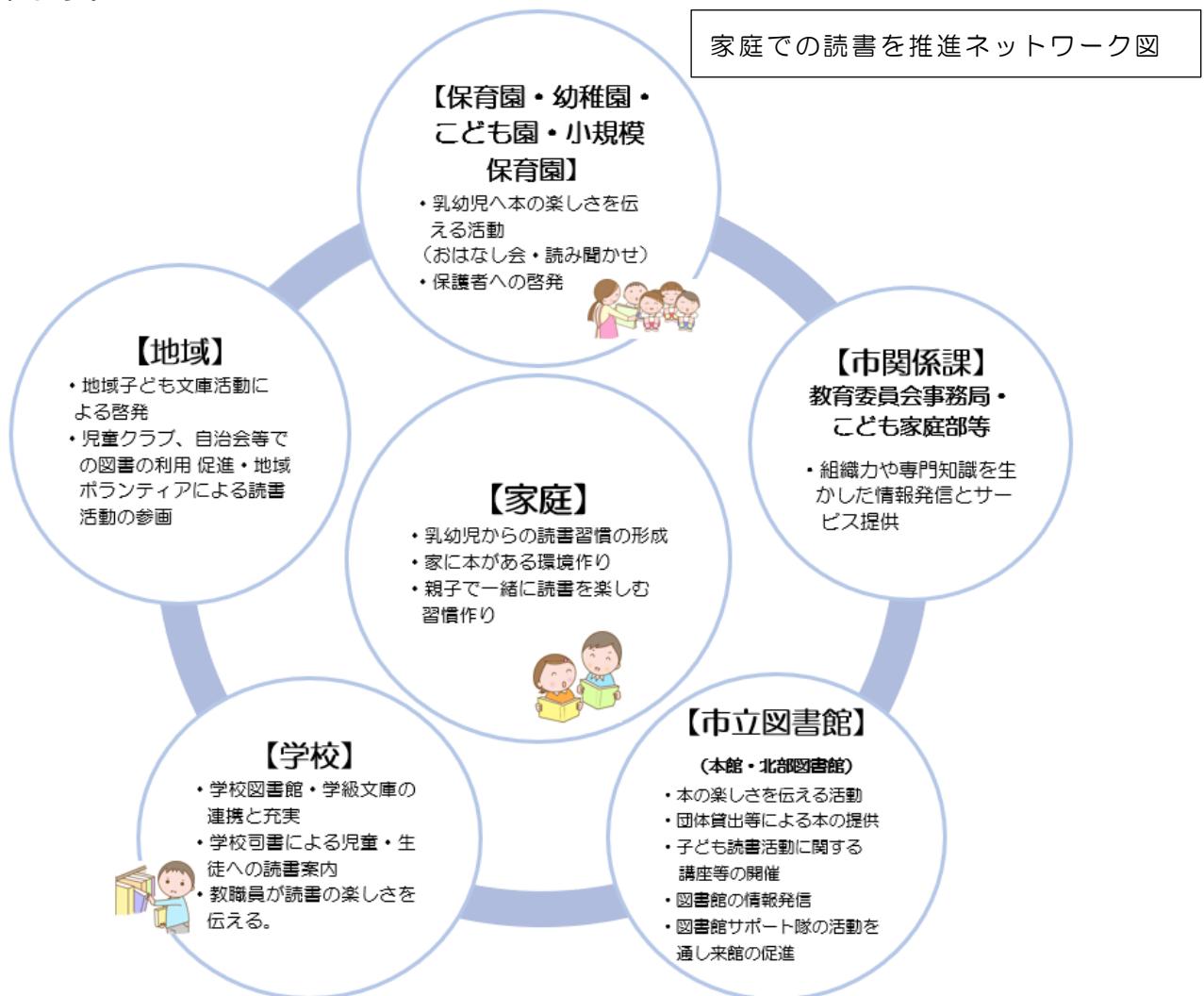
蔵書については、本館と北部図書館で、新刊本や人気のある本、季節本等を随時流通し、常に新鮮な本が並ぶ本棚としていきます。また、両館において地域子ども文庫^{※22}や地域の読み聞かせボランティア、図書館サポート隊^{※23}との連携を充実させ、いろいろな活動がさざ波のように、市全体に広がっていくよう取り組みます。



子ども文庫おはなし会【@焰魔堂自治会館】

(2) 家庭での読書を推進するためのネットワークづくりの促進

家庭・地域、校園、地域ボランティア、市立図書館が連携し、それぞれの特性を生かした活動をおこなうことで、市全体で家庭での読書の推進に向けた働きかけに取り組みます。



3 読書活動の啓発・広報（デジタル媒体を含む）

（1）保護者への啓発と図書館の活用方法の周知

子どもに本を読んであげよう、読んでみたいと思う保護者が増え、親子で読書を楽しむ家庭が増えるよう働きかけていきます。

また、図書館の活用方法を知ってもらうために、様々な媒体を活用し、頻繁に情報発信していきます。

ア 広報もりやま

親子で読書に興味を持つてもらえるような催し物の案内や、図書館活動のお知らせ等を掲載します。

（例）としかんかざり隊！、お楽しみおはなし&映画会、子ども向けの講座（児童図書研究講座・専門分野講座）等

（市立図書館）

イ 乳幼児健診

読書活動の大切さを伝えるパンフレットやおすすめ絵本のリスト、図書館の利用案内、読書通帳引換券を配布します。

（母子保健課）

ウ ホームページ等

市立図書館での催し物の案内や、おすすめ本の紹介します。

園や校内での読書活動の様子を定期的に保護者に向けて発信します。

読みたい本が貸出中や、市立図書館にない場合は、予約、リクエストを促し、市立図書館は自分が読みたい本は必ず読むことができるということを、子どもの頃から知ってもらいます。このことで、子どもの読書習慣を形成し、本が好きになることに繋げていきます。

（保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、市立図書館）

エ インスタグラム

催し物の案内や展示の紹介、休館日のお知らせ等、図書館の日常の様子をきめ細かく投稿します。

（市立図書館）

オ クロームブック

市立図書館が発行するおすすめ本や催し物の案内を掲載します。ここを見れば読みたい本が見つかるように、見やすく興味を引くレイアウトにし、教職員、学校司書と連携し周知します。また、広報もりやまの記事を掲載し、家庭で親子でも市立図書館からの情報を見られるようにします。

（小中学校・市立図書館）



基本方針② 本に親しみやすい場づくり (場所・蔵書・イベントの充実)

1 家庭・地域

小学生に実施したアンケート「どこに本があると読みたいと思うか」という問い合わせに対し、家が52%で最も多く、次いで教室43%、自分の部屋40%となっています。このことから、家（居間や食堂等、家族が集う場所）に本があることが、子どもにとって最も本に親しみやすい環境であることを、家庭に向け発信していきます。

(1) 家庭に本がある場づくりの促進

ア 市立図書館の利用促進

市立図書館が赤ちゃんから利用できることや、無料であること、おはなし会や映画会等、親子で楽しめる行事を開催していること等の周知に努め、身近に気軽に市立図書館を利用もらうことに努めます。市立図書館を日常的に利用することで、常に家庭に本があり、乳幼児からの読書習慣の醸成できる場となることをめざします。

(市立図書館)

イ 乳幼児健診での絵本の配布

令和2年度より10か月健診でおすすめ絵本のプレゼントをしています。併せて赤ちゃん絵本のリストや、図書館の利用案内等を配布するとともに、保育士による読み聞かせを行うことで、家庭に本があるきっかけをつくります。

(市立図書館、母子保健課)

ウ 園から家庭への絵本や児童書の貸出

園所蔵の絵本や児童書を、園児を通して家庭に貸出し、園児が家庭内で読書や本について話をするきっかけをつくります。

(保育園・こども園・幼稚園等)

エ 効果的な本の置き場所の情報提供

家庭に本があるだけではなく、効果的な本の置き場所等の役に立つ情報提供を行い、家庭がより本に親しみやすい場となるようにします。

(保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、市立図書館)

(2) 親子で本に親しめる機会の拡充

公民館親子ほっとステーションや児童館、図書館でおはなし会を定期的に開催し、親子で本に親しめる機会を作ります。

親子の関わりを通して子どもの発達を支援していく「親子教室」での絵本の設置、また親から子どもへの愛着形成の手法として「はじめましてサロン」でも絵本の読み聞かせや紹介などを行います。

図書館の子育てコーナーに、教科書に載っている絵本やおはなしの本を展示しています。親子で共通の作品に触れることで、会話が弾み、作品のより深い理解や興味関心に繋がっていくよう展示の充実を図ります。

また、リサイクル図書の古本市などを通して、身近に本に親しんでもらえるようになります。

(市立図書館、社会教育・文化振興課、こども政策課・母子保健課)

(3) 子どもが身近に本に親しめる場づくり

現在、保育園・こども園・幼稚園等、小中学校、地域子ども文庫等の団体貸出の利用は活発に行われています。また、保育園・こども園・幼稚園等・地域型保育事業には、としょかんわくわくボックスとして、図書館で選んだ絵本ボックスを巡回させています。さらに、地域に点在する児童館、福祉関係団体、放課後児童クラブ、自治会等、子どもが集う様々な場所での団体貸出の利用促進し、子どもが身近な場所で本に親しめるようにしていきます。なお、広報等で周知を図ります。

(市立図書館)

2 保育園・こども園・幼稚園等

(1) 園児がいつでも読書ができる場の充実

慣れ親しんだ身近な場所で、園児が手を伸ばせばそこに本があり、本と触れ合えることができる図書スペースの充実を図ります。

(2) 絵本や紙芝居の充実

園児が好奇心を持って読みたくなるような興味・関心、発達段階に応じた絵本や紙芝居の充実を図り、園児が好奇心をもって読みたくなるようなきっかけをつくります。

(保育園・こども園・幼稚園等・こども政策課)

3 小中学校

(1) 魅力的な学校図書館づくり

ア 展示や本の紹介

学校行事や授業のテーマを学校と学校司書が共有することで、より時事に沿った展示や本の紹介が出来る等、学校と学校図書館が常に連動し、より魅力のある

学校図書館としていきます。

イ 蔵書の充実

「学校図書館図書標準※²⁴」の達成をめざすとともに、情報が古くなった本について廃棄を行い、より新鮮な本を購入し、いつでも新しい発見があるような書架をめざします。

学校図書館が「読書センター」「情報センター」「学習センター」としてより機能するように、教職員と学校司書が連携して図書の選定を行っていきます。授業や調べ学習で使う本、児童生徒・教職員に向けた購入希望本のアンケート等を参考に、蔵書の充実を図ります。

(小中学校、学校教育課、市立図書館)

ウ 図書委員会活動の活性化

児童会・生徒会や図書委員会活動が活性化し、より学校図書館が活発に機能するよう、学校図書館担当教職員が窓口となり、学校司書に繋げていきます。

(小中学校)

(2) 学級文庫の推進

小学生に実施したアンケート「どこに本があれば本を読みたいと思いますか」という問い合わせに対し、教室 43%、学校のろうか 14%という回答結果でした。

このことから、学校図書館の充実と併せて学級文庫を推進し、教室という身近な場所でも本に触れる能够ができるようにします。

学校、市立図書館が連携し、全学級に学級文庫を設置し、定期的に本の入れ替えを行う等、常に読みたい本があるよう整備していきます。

(小中学校、市立図書館、学校教育課)

(3) 子どもが主体的に読書に関わる取組みの推進

ア 学校全体における取組

朝の読書活動をはじめとする全校一斉読書や、読み聞かせ・ブックトーク等の読書活動を促進します。また、「子ども読書の日」※²⁵や「文字・活字文化の日」※²⁶、「読書週間」※²⁷等において、図書館や学校司書、保護者と連携し、その趣旨にふさわしい取組を進めます。

(小中学校)

イ 授業における取組み

各教科や総合的な学習の時間・特別活動等で、調べ学習や資料・新聞の活用等、学校図書館を積極的に活用する機会をつくり、読み解く力や考える力の育成を図ります。

(小中学校)

ウ 自主的な活動における取組み

子どもたちが本を紹介しあうビブリオバトル^{※28}、おすすめ本のポップ作成、クイズラリー等、図書委員による子どもたちの自主的な活動が活性化するよう、学校図書館担当教職員、学校司書が窓口となり進めていきます。

(小中学校)

4 市立図書館（本館・北部図書館）

(1) 子どもの視点に立った蔵書の充実

子どもたちにとって親しみやすく、話しやすいカウンターでの接遇、フロアワークでの声掛け等を心がけ、読みたい本、探している本のことを気軽に話すことができる図書館とします。また、本の動きや予約、リクエストから子どもたちの求める本、読みたい本を把握し、本の選定に活かしていきます。

市立図書館の利用が少ない中高生に対しては、中高生向けの小説や文学をはじめ、勉強や部活動、進路選択に役立つ本、悩みに寄り添う本等、中高生の興味や関心に沿った蔵書を充実していきます。

中高生サポーターに、読みたい本や、今話題の本についてアンケートをとるほか、基本図書^{※29}や子どもたちに人気のある本は、複数冊揃える等して需要に対応できるようにします。

(市立図書館)

(2) おはなし会、ブックトークの充実

図書館で定期的に開催するおはなし会や、校園への出前おはなし会や出前ブックトーク等を地域ボランティアと図書館司書が連携することで、絵本や本に親しむ環境を作ります。

出前おはなし会、出前ブックトークについては、年度当初の校園長会等で案内し、理解を深め、多くの園、小中学校に行けるように取り組みます。

加えて、図書館見学や来館おはなし会等は、本館、北部図書館のどちらでも実施し、近隣の園、小中学校がより身近な図書館に来館できるようにします。

(市立図書館)

(3) 身近な所での本の受け渡しの促進

保護者が子どものための本を受け取りやすいよう中洲会館・駅前総合案内所での予約本の受け渡しを充実させます。市立図書館への来館が困難な子どもが図書を利用しやすいよう中洲小学校への出張貸出、地域子ども文庫への貸出等支援を通して、子どもの身近な場所で、本が借りられるよう場の維持整備を行います。

また、市内全園（保育園・こども園・幼稚園等）、地域型保育事業施設に団体貸

出や「としょかんわくわくボックス」^{※30}による本のセット貸出を行うことで、身近に読書が楽しめるよう取り組んでいきます。

(市立図書館)

(4) 本との出会いやきっかけづくりの促進

子どもたちや保護者、子どもと本に関わる方に本や読書の楽しさを知ってもらうために、講座・講演会・ワークショップ等を開催します。児童文学作家による講演会や原画展のほか、歴史や数学、環境問題等、様々な専門分野の講座、ワークショップ等を開催し、子どもたちの興味にあった読書に繋がっていくようにします。

(市立図書館)

(5) 図書館サポート隊の活動充実、連携強化

図書館サポート隊は、市民と協働でよりよい図書館づくりを行うため設置されました。おはなし会や紙芝居、折り紙や工作、コンサート等の開催、傷んだ本の修理、除草作業、中高生サポーターの活動等、図書館サポート隊の活動を通して、より多くの子どもたちが図書館に来なくなるように活動の充実、連携強化に努めます。

(市立図書館)

基本方針③ 子どもと本をつなぐ人づくり (啓発・研修・養成の促進)

1 家庭・地域

乳幼児健診や公民館親子ほっとステーション等の親子参加型の行事を通じて家庭での読み聞かせの時間をつくることや、子ども読書の大切さを伝え、保護者が子どもと本を繋ぐ人となるように啓発します。

また、地域に点在する自治会の子育てサロンや、子ども食堂など、子どもが集まる場所で活動する人に対して、本の楽しさや読書の大切さを伝えるとともに、市立図書館からの団体貸出やその活用方法を紹介し、子どもと本をつなぐ人となってもらえるようにします。

*市民懇談会のアンケートで「今まで本が役に立ったと感じたことはありますか」という問い合わせに対し88%がはいと回答されました。この結果から残り1割以上の方に向けて本の良さを知ってもらえるよう取り組む必要があります。図書館のこんな本が役に立った、図書館を利用してこんな便利なことがあった等、利用された

方の口コミを通して、さざ波のように市全体に広がっていくよう努めます。

- 例・メッセージツリーを図書館で作成し、それを印刷したものをコンビニエンスストアに掲示
- ・関係団体等へ口コミ依頼

(母子保健課、社会教育・文化振興課、市立図書館)

2 保育園・こども園・幼稚園等

(1) 親子で読書を楽しむ重要性の啓発

保育士、保育教諭、教諭、地域ボランティアから園児、保護者へ働きかけます。園内での読み聞かせや地域ボランティアによるおはなし会等を定期的に実施し、本が大好きな園児を育てます。

(保育園・こども園・幼稚園等・こども政策課)

(2) 園から保護者へ向けた子どもの読書活動の周知と啓発

ア 保育士、保育教諭、教諭から保護者への働きかけ

保育参観や園だより等を通して園における読書活動を知ってもらう機会を設けたり、その重要性について伝えたり、広く啓発を行っていきます。保護者の理解を深め、家庭での読み聞かせ等の活動が進むよう、絵本等との出会いの重要性を保護者に伝えます。

イ 保育士、保育教諭、教諭の研鑽、スキルアップ

保育士、保育教諭、教諭自身が読書の楽しさやおもしろさを体感し、子どもや保護者に伝えていけるよう、園内研修や市内保育士、保育教諭、教諭のスキルアップ研修に取り組んでいきます。

(保育園・こども園・幼稚園等・こども政策課)

3 小中学校

(1) 学校司書の活動の充実

子どもたちにとってより使いやすい学校図書館にするために、学校司書の活動の充実と資質向上が必要です。毎月1回、学校司書が市立図書館に集まり、図書館司書、学校教育課指導主事を交えて、現状報告や課題共有を行い、現場の問題改善に取り組みます。併せて研修（読み聞かせ、選書等）を行い、学校司書のスキルアップを図っていきます。また他の学校の図書館見学や、県で開催される外部研修等にも参加し、研鑽に努めます。学校司書の各学校への巡回を充実させ、より良い学校図書館の運営ができるようにしていきます。

(小中学校、学校教育課、市立図書館)

(2) 教職員による読書活動の重要性の理解と実践

ア 研修会等への参加

子どもが積極的に読書に取り組むような活動を推進するためには、教職員がその必要性や重要性をより深く理解していることが大切です。県が主催する講座や研修会に参加したり、教職員自身が読書の楽しさや面白さを体感し、子どもたちに伝えたりしていけるよう取り組んでいきます。

イ 子どもたちに伝える実践

担任等によるおすすめ本の紹介や読み聞かせ等、読書の面白さを発信する取り組みを行います。

(小中学校、学校教育課)

(3) 地域ボランティアとの連携

書架の整理や、図書の装備、読み聞かせ等、学校図書館の運営を地域ボランティアの協力を得ながら進めています。地域ボランティアが効果的で充実した活動をするために、学校や学校図書館担当教職員が相談、調整等を行い学校司書と連携をすすめます。学校図書館の開館時間を増やす等、いつでも利用できる学校図書館をめざします。

(小中学校、学校教育課)

4 市立図書館（本館・北部図書館）

(1) 司書の資質向上

絵本や児童書に関する知識を深めるとともに、子どもを取り巻く社会的環境等の理解を深め、より子どもと本を結ぶことができるよう資質向上に努めます。県立図書館等が主催する研修会や講座への参加、館内研修、OJT等を通して、司書の専門的知識や技術の研鑽、向上を図ります。

(市立図書館)

(2) 地域・園・学校・市立図書館で活動するボランティアの養成促進

「おはなしボランティア養成講座」「おはなしボランティアの集い」を通して、市立図書館や校園で、絵本の読み聞かせを行うおはなしボランティアを養成します。

また既に校園で活動しているボランティアや、地域子ども文庫活動をされている方へも、市立図書館の養成講座やボランティアの集いを案内し、相互交流、情報交換を通して人材の育成を図っていきます。

(市立図書館)

第5章 指標の設定

守山市子ども読書活動推進計画第4次計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を次の通り設定します。この指標の数値の把握などによって、計画の進行管理を行います。

基本方針① 子どものための読書環境づくり（本が好きな子どもの育成）

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
1 読書が好きな児童・生徒の割合 『読書は好きですか』 ※文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小学校(6年生)	67.10%	73%
	中学校(3年生)	61.20%	68%

（指標設定の考え方） 読書好きの子どもが増え、本が好きと言える市民であふれることで、読書日本一のまちづくりに繋がっていくことから、指標として設定します。

目標値：令和4年度の国の数値を目指す。

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
2 学校図書館の貸出冊数 ※児童・生徒1人あたり	小学校	20.87 冊	36 冊
	中学校	3.48 冊	12 冊

（指標設定の考え方） 学校図書館の環境整備を進め（いつでも利用したいときに利用できる、読みたい本が揃っている、本が探しやすく手に取りたくなる、心地よく過ごすことができる等）学校図書館が子どもたちに利用されているかどうかの指標とします。

目標値：学校図書館の貸出冊数

小学校：児童1人あたりが1ヶ月に3冊借りることを指標とします。

中学校：生徒1人あたりが1ヶ月に1冊借りることを指標とします。

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
3 不読率 ※滋賀県教育委員会「子ども読書活動に関する調査」時、1か月の数値	小学校(4年生－6年生)	0.9%	0 %
	中学校(1年生－3年生)	7.1%	0 %

(指標設定の考え方) 基本方針①子どものための読書環境づくりの中で、1か月に1冊も本を読まない子どもの数、不読率の低減に向けた取り組みを進めています。不読率の低減を測るための指標として設定しています。

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
4	市立図書館における3歳～12歳の市民1人あたりの児童図書（赤ちゃん絵本省く）の年間貸出冊数	40.1 冊	48 冊

(指標設定の考え方) 児童書の利用状況を測ります。

目標値：現状（令和5年度）の2割増

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
5	市立図書館における13歳～18歳の市民1人あたりの図書の年間貸出冊数	6.3 冊	7.5 冊

(指標設定の考え方) 中高生の図書の利用状況を測ります。

目標値：現状（令和5年度）の2割増

基本方針② 本に親しみやすい場づくり（場所・蔵書・イベントの充実）

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
6	月曜日から金曜日（毎日）の長休み、夏休みに学校図書館を開館した学校の数	小学校 4校／9校	9校／9校
7	月曜日から金曜日（毎日）の夏休みに学校図書館を開館した学校の数	中学校 2校／4校	4校／4校
8	放課後に週2回以上学校図書館を開館した学校の数	中学校 0校／4校	4校／4校

(指標設定の考え方) 学校図書館の環境整備を進め（いつでも利用したいときに利用できる、読みたい本が揃っている、本が探しやすく手に取りなくなる、心地よく過ごすことができる等）学校図書館が子どもたちに利用されているかどうかの指標とします。

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
9	市立図書館における0歳から18歳の市民の実利用者数	4,830人	5,800人

(指標設定の考え方) 図書館で1年に1回でも市立図書館で本を借りた人数を測ります。

目標値：現状（令和5年度）の2割増。

基本方針③ 子どもと本をつなぐ人づくり（啓発・研修・養成の促進）

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)
10	市立図書館における0歳～2歳の市民1人あたりの赤ちゃん絵本の年間貸出冊数	33.3冊	40.0冊

(指標設定の考え方) 赤ちゃん絵本の利用状況により、どの程度赤ちゃんに向けて読み聞かせが行われているのかを測ります。

目標値：現状（令和5年度）の2割増

指標名	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (R11年度)	
11	市立図書館における団体貸出利用の数	学校・園に関する団体 市内園・小中学校(としょかんわくわくボックス含む)	32団体	36団体／36団体
12		その他の子どもに関する団体(ミニとしょかんわくわくボックス ^{※31} 含む)	37団体	41団体

(指標設定の考え方) 基本理念の「いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本」の実現に向け、より子どもたちの身近な場所で本に触れる機会を設けてもらえるよう、図書館からの団体貸出の利用団体数を指標として設定します。

目標値：その他の子どもに関する団体：現状（令和5年度）利用団体と地域型保育事業施設の合計

第6章 資料編

用語集

※1 P.1 読書日本一のまちづくり	令和2年10月に提言された「守山みらい懇談会提言書～夢と希望に満ちたこれからの守山」の一つに「読書日本一のまちづくり」が掲げされました。 「第5次守山市総合計画」における成果指標（令和7年度） 図書館の市民1人当たりの貸出冊数 16.0 冊 図書館の年間実利用者数（市内在住者）42,000人
※2 P.1 不読率	一定の期間（滋賀県教育委員会「子どもの読書活動に関する調査」時、1ヶ月）の間1冊も本を読まなかっただ児童・生徒の割合のことです。
※3 P.3 読み聞かせ	読み手が本や絵本を子どもたちに読んで聞かせることで、一般的には絵本の絵を見せながら読んで聞かせることです。
※4 P.3 出前おはなし会	依頼のあった市内校・園、公民館等へ司書が出向き、開催するおはなし会のことです。
※5 P.3 クロームブック	GIGAスクール構想の実現に係る学習情報端末で、市内小中学生に一人1台支給されています。令和6年度現在はクロームブックを使用しています。
※6 P.3 朝読書	主に小中学校で読書を習慣づける目的で始業時間前に読書の時間を設ける運動のことです。
※7 P.3 ブックトーク	テーマを立てて、何冊かの本を紹介していく読書活動の取組です。
※8 P.7 公民館親子ほっとステーション	各地区公民館で、小学生までの子をもつ保護者などを対象に、子育て支援事業を実施しています。
※9 P.8 小学生に実施したアンケート	令和6年7月に市内小学3年生（各校任意の1クラス）におこなった図書館に関するアンケートです。クロームブックにアンケートフォームを掲載し、児童が直接アンケートに回答をおこないました。

※10 P.9 バリアフリー図書	「読める・読みやすい」「わかる・わかりやすい」を必要とする読者のニーズを意識して作られた本のことです。文章を音声で読み上げるものや、点字をさわって読む本、やさしく書かれた文章の本等のことです。
※11 P.9 サピエ図書館	視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して様々な情報を点字、音声データで提供するネットワークです。録音図書目録の検索をはじめ、点字データ、デイジーデータなどのダウンロードができます。利用は無料。
※12 P.9 点字図書	目で文字を読むことが困難な人のために作成された「指先でよむ本」のことです。
※13 P.9 デイジー図書（DAISY）	Digital Accessible Information System の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格です。デイジー規格で作られたデイジー図書は本を音声で読み上げる「音声デイジー」や、音声とテキストをシンクロさせて表示するマルチメディアデイジーがあり、読書に困難を感じるより多くの方に楽しまれています。
※14 P.9 録音CD	本のテキストを音訳し、CD等に記録したメディアのことです。
※15 P.9 大活字本	文字サイズの大きな本で書体も見やすく調節されています。
※16 P.9 さわる絵本	文字の他に点字が付いた絵本のことで、手でさわって様々なものの「かたち」を知ることができます。
※17 P.9 L L ブック	わかりやすい本のことで、文字がほとんどなく写真で表現されてたり、簡単な文章とピクトグラムを使っていたり、できるだけわかりやすい文章で説明している本のことです。
※18 P.9 郵送貸出	図書館資料を郵送で貸出するサービスのことで、守山市立図書館は音声資料（録音図書・DAISY・CD・点字等）の貸出とその他資料（主に墨字資料）の貸出を行っています。対象者は視覚障害者、

	重度身体障害者の他、図書館へ来館することが困難であると館長が認める方です。
※19 P.10 電子書籍	電子化された書籍データで、電子機器のディスプレイで閲覧する出版物のことです。
※20 P.12 中高生ソポーター	図書館サポート隊の中で中高生の参加者のことです。ティーンズコーナーでの展示、POPの作成の他図書館イベントの企画などを行っています。月に1回活動しています。
※21 P.12 団体貸出	子ども文庫・地域・職場・社会教育関係団体・公民館その他教育委員会が必要と認める団体および市内の教育機関のうち、登録した団体に貸出するサービス。貸出冊数は1団体100冊、貸出期間は30日間。
※22 P.12 地域子ども文庫	地域の集会所などで、ボランティアが子どもに本の貸出や読み聞かせなどを行っています。16の地域子ども文庫が活動を行っています。(令和6年3月現在)
※23 P.12 図書館サポート隊	図書館や市民活動に興味がある市民の方々で、それぞれの特技や個性をいかして、さまざまな分野で活動をされている人のことです。講座・演奏会などの主催、本の修理、絵本の読み聞かせ等の活動があります。
※24 P.17 学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定められたもので、学級数によって蔵書冊数が決められています。
※25 P.17 子ども読書の日	4月23日 「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため(子どもの読書活動の推進に関する法律第10条第1項)」に設けられたものです。
※26 P.17 文字・活字文化の日	10月27日 文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられたものです。(文字・活字文化振興法)

※27 P.17 読書週間	読書を推進する行事が集中して行われる期間で、10月27日から11月9日までの2週間。主催団体は「読書推進運動協議会」
※28 P.18 ビブリオバトル	書評合戦とも言われ、発表者が面白いと思った本を紹介し、それぞれの発表後に参加者全員で意見交換を行い、その後、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で決めます。
※29 P.18 基本図書	多数の図書館で共通に、標準的に所蔵している本のこと。児童書においては、読み継がれてきた絵本や、教科書で紹介されている本のことです。
※30 P.19 としょかんわくわくボックス	平成25年7月より、園児の読書活動推進のため、従来の団体貸出に加えてセット絵本を希望する市内各園に絵本30冊を配本し、4週間に1回巡回させています。
※31 P.24 ミニとしょかんわくわくボックス	園児の読書活動推進のため、従来の団体貸出に加えてセット絵本を希望する家庭的保育室等に絵本15冊を貸出しています。期間は約1か月。

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿

	区分	氏名	所属等
1	学校教育関係者	小村 みゆき	守山保育園副園長
2		久米 輝	速野小学校長
3		寺井 信義	守山北中学校長
4		梅景 敬子	滋賀県立守山北高等学校司書
5	社会教育関係者	佐伯 一恵	元教育委員、元図書館長、元小中学校長
6		村瀬 幸子	社会教育委員、元小学校長
7		岡田 知巳	滋賀県立図書館調査協力課長
8		浅田 紀代子	守山市読書連絡協議会会長
9		眞弓 美矢子	滋賀県子ども文庫連絡会委員
10		山田 均	守山ビデオクラブ代表
11		田中 良信	守山商工会議所専務理事
12	家庭教育関係者	高橋 重雄	市民公募
13		原田 幸子	市民公募
14	学識経験者	今関 信子	児童文学作家
15		岸本 岳文	元大学教授、元滋賀県立図書館長

守山市子ども読書活動推進計画 策定の経過

	守山市	滋賀県	国
H13			12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
H14			8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H15			
H16			
H17		2月「県子ども読書活動推進計画」策定	
H18			
H19			
H20			3月「第2次計画」策定
H21	3月「市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」施行		
H22	3月「市子ども読書活動推進計画」策定	3月「第2次計画」策定	
H23			
H24			
H25			5月「第3次計画」策定
H26		12月「第3次計画」策定	
H27	3月「第2次計画」策定		
H28			
H29			
H30			4月「第4次計画」策定
H31・R1		3月「第4次計画」策定	
R2	3月「第3次計画」策定		
R3			
R4			
R5			3月「第5次計画」策定

R6	3月「第4次計画」策定	3月「第5次計画」策定	
R7			
R8			
R9			
R10			
R11			



市民懇談会 令和6年6月29日（土）【@守山市立図書館多目的室】

読書日本一のまちづくり

守山市子ども読書活動推進計画 第4次計画

【発行】令和7年4月

【発行者】守山市立図書館

〒524-0022

滋賀県守山市守山五丁目3番17号